

仕様書

第1 件名

「三宅島の巨樹探索ツアー」実施委託

第2 目的

三宅島は噴火を繰り返す火山島であるが、その中を生き抜いた常緑広葉樹“スダジイ”をはじめとする巨樹・巨木林の数が、今では1,000本を超える“巨樹の島”となった。

しかし、三宅島の巨樹・巨木林については更なる認知度向上と、それによる現地への誘客促進が見込める。

そこで、島内坪田地区の“迷子椎”や、2016年に発見された日本最大級となる“スダジイ”等の巨樹・巨木林を探索する自然ガイド帯同のウォーキングツアー及び、専門家による三宅島の植生についての講習会等を含むモニターツアーを造成・実施し、参加者に三宅島の自然への理解を深めてもらう契機とする。また、モニターツアー実施後には、調査・情報収集により、同地区の巨樹・巨木林のデータベース化及びパンフレット化へと展開し、次年度以降の新たな着地型旅行商品の造成へと繋げ、「火山と共に生きる島の巨樹・巨木林」としてのブランドコンセプトを確立させ、その認知度向上と現地への誘客促進を図る。

なお、本事業は、一般社団法人三宅島観光協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年3月22日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

8月～10月	モニターツアー企画、参加者募集 広報・PR媒体の制作
11月～2月	第1回及び第2回モニターツアー実施
12月～3月	巨樹・巨木林のデータベース化及びパンフレット化
3月	効果の検証・課題整理・報告書作成

第6 委託内容

1 着地型旅行商品企画・造成

(1) 連携協議会の発足及び運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、その中で、情報発信や、モニターツアーの実施等について検討をしていく。な

お、協議会は、8月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、連携協議会開催の都度、TCVB 及び企画提案者と協議の上、連携協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、委員会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

(2) モニターツアーの企画・実施

以下①から⑧について留意し、モニターツアーを企画・実施すること。その他、TCVB 及び協議会と協議の上、決定すること。

ア 開催概要

- ① 対象者 : 島外からの旅行者（主に三宅島の自然資源及び巨樹・巨木林に興味のある方々）
- ② 時期 : 平成30年11月～平成31年2月
- ③ 期間 : 各1泊2日（現地にて1泊すること）
- ④ 回数 : 計2回程度を想定
- ⑤ 人数等 : 各回20名程度、計40名程度を想定
- ⑥ 場所 : 三宅島坪田地区
- ⑦ 参加費 : モニターツアー実施に際しては参加者より、宿泊費、食費、交通費・輸送費の3分の1（千円未満端数は、原則、切上）の金額を参加費用として徴収すること。また、徴収分は本事業受託者の収入とするため、企画提案の金額は入札予定価格より、本収入分を差し引いた金額未満とすること。

※ 島内在住者の参加について：自然資源の保全・活用及び、郷土愛の醸成を目的とし、島内在住者で希望する者も若干名参加可能とするが、上記の人数には含まない。

イ モニターツアー内容

- ① ウォーキングツアー（坪田地区の巨樹・巨木林2か所程度を巡る自然ガイドツアー）
- ② 事前セミナー
 - ①に先行し、三宅島島内において以下（ア）（イ）を実施すること。
 - （ア）オリエンテーリング（三宅島の概要説明）
 - （イ）三宅島の植生調査研究を行っている専門家による講習会
（三宅島の植生や巨樹・巨木林について、巨樹・巨木林巡りの楽しみ方等）
- ③ 三宅島における観光・自然資源の視察

【スケジュール例】

- 前夜 : 東京竹芝発（定期船・1等室）
- 1日目午前 : オリエンテーリング、講習会
- 1日目午後 : ウォーキングツアー
- 2日目午前 : 「三宅島自然ふれあいセンター・アカコッコ館」見学等
- 2日目午後 : 三宅島発（定期船・1等室）

ウ モニターツアーの実施

- ① モニターツアーの催行に関しては、旅行業法上の規定を順守すること。また旅行業を有する事業者でモニターツアーを催行すること。
- ② モニターツアーの実施に当たっては、ツアー参加者を保証する損害賠償保険等に加入する等、不測の事態に備えること。
- ③ 実施に係る利用許認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。
- ④ 三宅島までのアクセスについては、定期船を活用し、1等室の利用を想定すること。
- ⑤ 三宅島島内での移動は、村営バスの活用を想定すること。
- ⑥ 自然資源保全の観点から、イ①ウォーキングツアー実施の際には必ず自然ガイドを帯同すること。
- ⑦ 参加者全員にアンケートを実施した上で、商品造成に向けた課題整理を行い、その結果に基づき効果測定及び課題抽出を行い、企画提案者にフィードバックすること。フィードバックを行う際には、本事業の継続性についても検証し、企画提案者に結果を提示すること。次年度以降、協議会を継続するための課題整理と解決策案等も可能であれば提示すること。

2 巨樹・巨木林のデータベース化及びパンフレット化

「火山と共に生きる島の巨樹・巨木林」としてのブランドコンセプトを確立させ、その認知度向上と現地への誘客促進を図る足掛かりとして、1及び調査・情報収集により、坪田地区の巨樹・巨木林について以下(1)(2)を行うこと。

(1) データベース化

1の実施後、調査・情報収集を行い、その結果をデータベース化すること。掲載する情報としては、巨樹・巨木林の幹周や位置情報等とし、今後、以下(2)パンフレット化や新たな着地型旅行商品の造成の際に検索・活用しやすい構成でまとめること。

(2) パンフレット化

- | | |
|--------|---|
| ア 対象 | : 一般旅行者 |
| イ 部数 | : 1,000部程度を想定 |
| ウ 内容 | : 巨樹・巨木林の画像、位置情報(地図)、アクセス、概要・解説等
※巨樹・巨木林に興味のある方々だけでなく、本パンフレットをきっかけとして興味を持ってもらえるような内容及びデザインとすること。 |
| エ 配布場所 | : 旅行者の導線上(三宅島島内、竹芝客船ターミナル等) |

3 広報・PR媒体の制作

本地域及び事業の魅力を継続的に発信すると共に、広くモニターツアーやブランドコンセプト等の周知を行うこと。広報手段及び内容は提案によるものとするが、以下(1)から(5)について

も網羅すること。

- (1) 専用 WEB ページ（本地域及び本事業の PR、モニターツアー参加者募集等）
 - ※三宅島観光協会の HP 下にページを作成しても良い
 - ※三宅村役場の HP や他の効果的なサイトと相互リンクを行うこと
- (2) チラシ：2,000 枚程度を想定
- (3) ポスター：40 枚程度を想定
- (4) 受託者によるプレスリリース
- (5) 「全国巨樹・巨木の会」会員への告知

4 「三宅島の巨樹探索ツアー」のツールブック（仮）の作成

本事業の効果分析及び課題を通じて得た結果に基づき、次年度以降、企画提案者等が主体となって同様の事例を展開していくための手法をまとめたツールブックを作成すること。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準 1 を満たすこと。

5 報告書類の提出

受託者は、1 から 3 の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 モニターツアーの企画について

3 モニターツアーの実施について

4 データベース化及びパンフレット化について

5 広報・PR 媒体の制作について

- 6 事業の成果
- 7 今後の課題
- 8 今後の展開
- 9 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 86.5kg（総合評価値 80 以上） （本文）再生上質紙 A判 57.5kg（総合評価値 80 以上） 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項3「三宅島の巨樹探索ツアー」のツールブック（仮）」の「その他」右欄に同じ

（2）事業実施報告書概要版

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規 格	大きさ：A3 頁 数：1枚・中折片面・見開き 色：4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	前項3「三宅島の巨樹探索ツアー」のツールブック（仮）」の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

- | | | |
|---|--------------------------|-----|
| 1 | 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 | 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 | 「三宅島の巨樹探索ツアー」のツールブック（仮）」 | 10部 |
| 4 | 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 5 | 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 | その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2010」、「Microsoft Excel2010」又

は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成30年8月から平成31年3月までの間、毎月1回以上、TCVBに対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVBと協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、TCVB又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。

- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第 12 その他

- 1 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は TCVB と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第 13 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課
地域資源発掘型実証プログラム事業担当
東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 2 階
電話 03-5579-2682 / FAX 03-5579-8785